

本人外収集に関する事項

項 目	内 容
業務・事業の名称	認知症初期集中支援事業
収集の相手方	家族や親族、主治医、ケアマネジャー、訪問看護師、通所介護事業所職員、ヘルパー・介護福祉士、その他医療・介護サービスの提供者、民生委員・児童委員等
収集する個人情報項目	1 氏名 2 住所 3 性別 4 年齢・生年月日 5 電話番号 6 既往歴、治療中の疾患、治療に関する状況 7 生活状況（住居の状況、家族・親族等の状況、暮らし向き） 8 要介護度、障害の程度 9 生活歴 10 家族、親族との関係、連絡先 11 利用している医療・介護サービス 12 その他事業に実施に当たり必要な事項
本人以外のものから収集する理由	本事業は、認知症の高齢者等が対象となるため、病状により記憶障害や判断能力の障害が起こる場合があり、本事業の個人情報利用について適切に理解できず同意を得られない場合や、正確な情報を本人から収集することが困難である場合がある。そのため、本人外から情報を収集する必要がある。
収集の方法	口頭による聞き取り
本人通知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由） 高齢者支援総合センターの職員又は東京都訪問看護ステーション協会の訪問看護師が、本人と面会した際に口頭で通知することを原則とするが、認知症若しくは意識不明瞭等本人の意思を確認できない場合又は通知することにより今後の本人への支援や関係者との信頼構築に支障を及ぼすおそれがある場合は通知しない。
備 考	
問 合 せ 先	福祉保健部 高齢者福祉課 地域支援係